

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

訓 令 甲

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

○職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

（行政管理室）

一

企 業 局

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

二

病 院 局

○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

二

人 事 委 員 会

○人事委員会規則二・三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則

二

規則

○人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

二

○人事委員会規則七・百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）

一五

○人事委員会規則八・八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則

二一

公 安 委 員 会

○宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する規則の一部を改正する規則

二一

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令
単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十五条」を「第二十一条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年十月九日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十一号

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会規程（昭和四十五年宮城県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による退職手当の支給制限、同条例第十五条第一項及び第十六条第一項の規定による退職手当の返納並びに同条例第十七条第一項から第五項までの規定による退職手当相当額の納付に関する事項

第三条第一項中「総務部次長」の下に「職員の分限及び懲戒に関する事務を担当する次長に限る。」を加える。

第八条の見出しを「幹事会」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

審査に付すべき事案について事前の審査を行わせるため、審査会に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、総務部副参事（行政管理担当）の職にある者、総務部人事課長補佐（職員に分限に関する事務を担当する課長補佐で総括担当を命ぜられた者に限る。）の職にある者、総務部行政管理室長補佐（総括担当を命ぜられた室長補佐に限る。）の職にある者（以下「行政管理室長補佐（総括担当）」という。）を命ぜられた職にある者及び総務部人事課の班長（職員に分限に関する事務を担当する班長に限る。）を命ぜられた職にある者及び総務部行政管理室の班長（職員に懲戒に関する事務を担当する班長に限る。）を命ぜられた職にある者とする。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 幹事会の会議は、会長が招集し、行政管理室長補佐（総括担当）がその座長となる。

第十条中「規程」を「訓令」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

この訓令は、平成二十一年十月九日から施行する。

企業局

○宮城県企業局管理規程第十一号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年十月九日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第二十条」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十一年十月九日から施行する。

病院局

○宮城県病院局管理規程第三号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年十月九日

宮城県病院事業管理者 木村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項及び第十五条第二項」を「第二十条第二項及び第二十一条第二項」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十一年十月九日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則二・三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則二・三・八

人事委員会規則二・三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二・

三（人事委員会事務局組織）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号を第十九号とし、第十一号から十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の

一号を加える。

十一 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二十・十一

人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、退職手当の支給に関する条例（昭和二十八年宮城県条例七十号）に基づき、人事委

員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条」を「第二条の第二項」に改め、同項第二号中「第十一条第一

項第一号」を「第二条の第二項第一号」に改め、同項第三号中「第十一条第一項第二号」を「第二

条の第二項第一号」に改める。

第六条第二号中「第七条の四第六項本文」を「第八条第四項本文」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職手当支給制限処分書等の様式）

第八条 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める様式によつてしなければならない。

一 条例第十二条第一項、条例第十四条第一項第一号又は第二号の規定による処分に係る条例第十

二条第二項（条例第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知 退職手当

支給制限処分書（様式第八号）

二 条例第十四条第一項第三号又は同条第二項の規定による処分に係る同条第五項において準用す

る条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当支給制限処分書（様式第九号）

三 条例第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項

の規定による通知 退職手当支払差止処分書（様式第十号）

四 条例第十三条第二項第一号の規定に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当支払差止処分書（様式第十一号）

五 条例第十三条第二項第二号の規定に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当支払差止処分書（様式第十二号）

六 条例第十三条第三項の規定に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当支払差止処分書（様式第十三号）

七 条例第十五条第一項第一号又は第二号の規定に係る同条第六項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当返納命令書（様式第十四号）

八 条例第十五条第一項第三号又は条例第十六条第一項の規定に係る条例第十五条第六項又は条例第十六条第二項において準用する条例第十二条第一項の規定による通知 退職手当返納命令書（様式第十五号）

九 条例第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知 職員の退職手当に関する条例第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（様式第十六号）

十 条例第十七条第一項から第三項までの規定に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当相当額納付命令書（様式第十七号）

十一 条例第十七条第四項又は第五項の規定に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の規定による通知 退職手当相当額納付命令書（様式第十八号）

第九条を次のように改める。
（意見の聴取の手続）

第九条 条例第十四条第四項、条例第十五条第五項、条例第十六条第三項及び条例第十七条第八項の規定により行政手続条例（平成七年宮城県条例第三十号）第三章第二節の規定が準用される条例第十四条第三項及び条例第十五条第四項（条例第十六条第一項及び条例第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年宮城県規則第百十三号）の例による。

第九条の二から第九条の四までを削り、第十条を次のように改める。
（人事委員会の調査審議）

第十条 条例第十八条（第三項を除く。）の規定による人事委員会の調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

様式第八号から様式第十二号までを次のように改める。

様式第8号（第8条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員^{第12条第1項}の退職手当に関する条例^{第14条第1項}の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分については、下記の金額を支払わないこととする。
また、この処分については、上記の不服申立てを行ったか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に②を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に②を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 記 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(採用年月日) 年 月 日

(勤続期間)

年 月

(退職年月日) 年 月 日

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)

(職 級 号 俸) 円

(支給制限処分の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情(及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡)に関し動案した内容についての説明)

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を, (2)には取消しの訴えの被告とすべき者を, それぞ
れ記載すること。
2 不要の文字は, 抹消すること。

様式第9号(第8条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第1項の規定により, 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として, 下記の金額を支払わないこととする。
第14条第1項の規定により, 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする。
なお, この処分について不服があるときは, この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に, (1)に対して不服申立てをすることができる。

また, この処分については, 上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず, この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては, 当該不服申立てに対する裁決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 記 円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

(裏面)	
(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 号(俸)
(懲戒免職等処分を受けらるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情(及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡)に關し勸業した内容についての説明)	

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

様式第10号(第8条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、(1)に対して不服申立てをすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(2)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏面)		様式第11号(第8条関係)									
(退職時の勤務公署)		退職手当支払差止処分書									
(退職時の職名)		様	年 月 日								
(退職時の給料月額)		(退職手当管理機関) 印									
(支払差止処分の理由)		<p>職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止め。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、(1)に対して不服申立てをすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(2)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁判又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>									
(支払差止処分の取消し)		(退職をした者の氏名)									
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(採用年月日)</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 30%;">(勤続期間)</td> <td style="width: 20%;">年 月</td> </tr> <tr> <td>(退職年月日)</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	年 月	(退職年月日)	年 月 日		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	年 月								
(退職年月日)	年 月 日										
<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 		<p>備考 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。</p>									

(裏面)	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号俸)
(公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 	

備考 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。

様式第12号（第8条関係）	
(表面)	退職手当支払差止処分書
年 月 日	年 月 日
様	(退職手当管理機関) 印
<p>職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、(1)に対して不服申立てをすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(2)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	
(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	年 月 日 (勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日

(裏面)

様式第十二号の次に次の六様式を加える。

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)

(職 級 号 率) 円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

備考 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。

様式第14号(第8条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、(1)に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 記 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される求職者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。

様式第15号(第8条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の全額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、(1)に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する判決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 記 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される求職者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。

様式第16号（第8条関係）

（表面）

職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が求職手当受給可能者であった場合にあつては、求職者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（裏面）

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される求職者退職手当額）

円

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）

様式第17号（第8条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第17条第1項
第17条第2項
第17条第3項
職員の退職手当に関する条例の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われ

た一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、(1)に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁決又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 記 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定により控除される求職者退職手当額）

円

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（懲戒免職等を受けるべき行為をしたと認められる理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情に關し勘案した内容についての説明）

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

様式第18号（第8条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第17条第4項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、①に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分については、上記の不服申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に②を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

上記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する裁判又は決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に②を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 記 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第17条第4項の規定により控除される求職者退職手当額）

円

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（納付命令の理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

備考 1 ①には不服申立てをすべき行政庁を、②には取消しの訴えの被告とすべき者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七・百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）をここに公布する。
平成二十一年十月九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七・百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）を次のように制定する。

規則七・百三十六（人事委員会による意見陳述の機会）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号。以下「条例」という。）第十八条第三項の規定による口頭で意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）に関する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（口頭で意見を述べる意思の有無の確認等）

第二条 人事委員会は、条例第十八条第二項の規定により、条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分について意見を聴かれたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、条例第十八条第三項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

2 前項の規定により意思の有無を確認する場合において、人事委員会は、当事者に対して、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができることを教示しなければならない。

（意見陳述の機会の通知）

第三条 人事委員会は、前条第一項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる旨の申立てがあった場合には、意見陳述通知書（様式第一号）により、意見陳述の機会の期日の一週間前までに当事者に到達するよう通知するものとする。

2 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、意見陳述通知書（様式第二号）を県庁の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（意見陳述の機会の期日等の変更）

第四条 前条第一項の通知を受けた当事者（同条第二項の規定により通知をしたものとみなされる者

を含む。）は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 人事委員会は、前項の申出により又は職種で、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更した場合には、速やかに、その内容を当事者、第六条第五項に規定する参加人（その時までと同条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び第九条に規定する参考人に通知するものとする。

（代理人）

第五条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書（様式第三号）及び委任状その他の委任することを証する書類を人事委員会に提出しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（様式第四号）を人事委員会に届け出なければならない。

（参加人）

第六条 次条の規定により意見陳述の機会を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて条例に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）に対し、当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを求め、又は当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により意見陳述の機会に関する手続に参加しようとする関係人は、当該意見陳述の機会の期日の四日前までに、参加人許可申請書（様式第五号）により主宰者に申請しなければならない。

3 主宰者は、第一項の規定による許可をしたときは、速やかに、当該関係人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 主宰者は、関係人に対して意見陳述の機会に関する手続への参加を求めるときは、当該意見陳述の機会の期日の四日前までに、当該関係人に対し、書面により依頼するものとする。

5 第一項から前項までの規定により当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

6 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、これらの規定中、「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（意見陳述の機会の主宰）

第七条 意見陳述の機会は、人事委員会が指名する委員が主宰する。

(主宰者の指名)

第八条 前条の規定による主宰者の指名は、第三条の規定により人事委員会が意見陳述の機会の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者に事故があるとき又は主宰者が欠けたときは、人事委員会は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。

(参考人)

第九条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下単に「参考人」という。)に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

(補佐人)

第十条 当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人に、意見の陳述その他必要な補佐をさせることができる。

2 当事者又は参加人は、補佐人に、必要な補佐をさせようとするときは、当該意見陳述の機会の期日の四日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第六号)により主宰者に申請しなければならない。ただし、第十七条第二項の規定により通知された意見陳述の機会の日に出頭させようとする補佐人であつて、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

3 主宰者は、前項の規定による申請があつた場合には、補佐を許可するかどうかの決定をし、速やかに、当該当事者又は参加人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 意見陳述の機会における補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は当該参加人が自ら陳述したものとみなす。

(意見陳述の機会の日における審理の方式)

第十一条 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、退職手当管理機関その他の関係機関の職員に、予定される処分内容及び根拠となる条例の条項並びにその原因となる事実を意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て退職手当管理機関その他の関係機関の職員に対し質問を発することができ、
3 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関その他の関係機関の職員に対し説明を求めることができる。

4 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の日における審理を行うことができる。

5 意見陳述の機会の日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(意見陳述の機会の日における陳述の制限等)

第十二条 意見陳述の機会の日における審理における発言は、すべて主宰者の許可を得てしなければならない。

2 主宰者は、意見陳述の機会の日に出頭した者が当該意見陳述の機会に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他意見陳述の機会の日における審理の適正な進行を図るために必要があると認めるときは、当該者の発言を制限することができる。

3 主宰者は、意見陳述の機会の日における審理の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

(意見陳述の機会の日における審理の公開)

第十三条 人事委員会は、第十一条第五項の規定により意見陳述の機会の日における審理の公開を相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の日及び場所を県庁の掲示板に掲示しなければならない。

(陳述書及び証拠書類等の提出)

第十四条 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見陳述の機会の日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、意見陳述の機会の日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を閲覧させることができる。

3 当事者又は参加人は、第一項の陳述書及び証拠書類等の写しの交付を請求することができる。この場合において、人事委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その写しの交付を拒むことができない。

(陳述書の提出方法)

第十五条 当事者又は参加人による陳述書の提出は、提出者の氏名、住所、意見陳述の機会の件名及び意見陳述の機会に係る事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(証拠書類等の提出方法)

第十六条 当事者、参加人又は参考人は、証拠書類等を提出するときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成し、主宰者に提出しなければならない。

一 意見陳述の機会の件名

二 提出した年月日

三 提出した者の氏名及び住所
四 提出した証拠書類等の題名

2 主宰者は、前項の提出物目録の提出を受けたときは、直ちに記載事項を確認し、その内容に誤りがないときは、当該証拠書類等を提出した者に対し、その旨を証した書面を交付しなければならぬ。

(続行期日の指定)

第十七条 主宰者は、意見陳述の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の意見陳述の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見陳述の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の期日においてこれを告知すれば足りぬ。

3 第三条第二項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

第十八条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の期日に出頭せず、かつ、第十四条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見陳述の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の期日に出頭せず、かつ、第十四条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書又は証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会を終結することができるものとす。

(委任)

第十九条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会に関する手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

様

年 月 日

意見陳述通知書

宮城県人事委員会委員長 印

あなたに対する処分について、職員の退職手当に関する条例第18条第3項により意見陳述の機会を次のとおり付与します。

意見陳述の機会の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる条例の条項	
処分の原因となる事実	
意見陳述の機会の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所	
意見陳述の機会に對する事務の担当組織	
意見陳述の機会の名称	
意見陳述の機会の所在地	
意見陳述の機会の主宰者	職名
意見陳述の機会の無	氏名

注意 あなた又はその代理人が正当な理由なく意見陳述の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することがあります。なお、意見陳述の機会に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考 1 所定の欄に記載することができないときには、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 当事者にこの様式を交付するときは、様式第3号、様式第4号及び様式第6号を添付すること。

(裏)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

意見陳述の機会についての留意事項

意見陳述通知書

年 月 日

1 あなたは、意見陳述の機会の日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の機会の日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

様

宮城県人事委員会委員長 印

2 あなたが意見陳述の機会の日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見陳述の機会の日に出頭させて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。希望する場合には、様式第 3 号の代理人資格証明書と委任状その他の委任することを証する書類を宮城県人事委員会に提出してください。

次のとおり意見陳述の機会を付与しますので、通知します。

3 意見陳述の機会の日において補佐人とともに出席しようとする場合には、意見陳述の期日の 4 日前までに、様式第 6 号の補佐人出頭許可申請書により、主宰者に申請してください。

4 あなたは、病気その他のやむを得ない理由があれば、宮城県人事委員会に対し、意見陳述の機会の日又は場所の変更を申し出ることができます。

1 意見陳述の機会の日及び場所

2 意見陳述の機会に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

5 あなた又はあなたの代理人が意見陳述の機会の日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見陳述の機会の日及び場所、意見陳述の機会に関する事務を担当する組織の名称及び所在地、予定される処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに処分の原因となる事実について記載された書面を交付しますので、本人であることを証するものを意見陳述の機会に関する事務を担当する組織の事務所まで持参してください。

この掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、意見陳述通知書の到達があったものとみなされます。

備考 不要の文字は消すこと。

様式第3号(第5条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

宮城県人事委員会委員長 殿

住所 印
氏名

年 月 日 において行われる意見陳述の機会に関する行為について、
次のとおり委任します。

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人に委任する権限	

備考 1 宮城県人事委員会に提出する際には、委任状その他の委任することを証する書類を添付すること。
2 不要の文字は消すこと。

様式第4号(第5条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

宮城県人事委員会委員長 殿

住所 印
氏名

次の者は、年 月 日 において行われる意見陳述の機会に関する行為について代理人の資格を失ったので届け出ます。

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	

備考 不要の文字は消すこと。

様式第5号(第6条関係)

参加人許可申請書

(主宰者職氏名) 殿

年 月 日

住所 氏名 印

年 月 日 において行われる意見陳述の機会に関する手続きに参加したいので申請します。

意見陳述の機会の件名	
意見陳述の機会に係る処分につき利害関係を有することの説明	
連絡先	電話 ()

様式第6号(第10条関係)

補佐人出頭許可申請書

(主宰者職氏名) 殿

年 月 日

住所 氏名 印

年 月 日 において行われる意見陳述の機会において、次の補佐人に補佐をさせたいので、申請します。

意見陳述の機会の件名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

人事委員会規則八・八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・八・二

人事委員会規則八・八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員（自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）に基づき、人事委員会規則八・八（職員（自己啓発等休業に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同号八中「第七条の四第四項若しくは第五項、第八条第三項若しくは第十三条」を「第十九条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

宮城県警察職員の賞じゅう金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月9日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県警察職員の賞じゅう金に関する規則の一部を改正する規則

宮城県警察職員の賞じゅう金に関する規則（昭和44年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第11条」を「第2条の2」に改める。

別表第2備考中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を

「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月9日から施行する。